

## 相良村振興推進会議設置要項

### (目的)

第1条 新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を推進するにあたり、流水型ダムの建設地として大きな影響を受ける相良村の振興策を支援するため、相良村振興推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議、検討を行うものとする。

- (1) 相良村の目指す振興策の実現に向けた県の支援に関すること。
- (2) 相良村の振興策の進捗管理に関すること

### (組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会長
  - (2) 副会長
  - (3) 委員
- 2 会長は、副知事をもって充て、会議に関する業務を統括し、会議を主宰する。
  - 3 副会長は、球磨川流域復興局長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (検討部会)

第5条 会議の円滑な推進のため検討部会を設置する。

- 2 検討部会の長は、企画振興部球磨川流域復興局政策監を充てる。部員は別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 検討部会の運営は、企画振興部球磨川流域復興局において行う。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、企画振興部球磨川流域復興局において行う。

### (委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

知事公室政策審議監  
総務部政策審議監  
企画振興部政策審議監  
企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課長  
健康福祉部政策審議監  
環境生活部政策審議監  
商工労働部政策審議監  
観光戦略部政策審議監  
農林水産部政策審議監  
土木部政策審議監  
企業局総務経営課長  
教育庁理事  
警察本部総務課長  
県南広域本部総務部長  
県南広域本部球磨地域振興局次長

別表第2（第5条関係）

知事公室付主幹  
総務部人事課総務調整班長  
企画振興部企画課政策班長  
企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課地域デジタル化推進班長  
健康福祉部健康福祉政策課政策班長  
環境生活部環境政策課政策班長  
商工労働部商工政策課政策班長  
観光戦略部観光交流政策課政策・総務班長  
農林水産部農林水産政策課政策班長  
土木部監理課政策班長  
企業局総務経営課戦略推進班長  
教育庁教育政策課政策班長  
警察本部総務課政策企画室室長補佐（企画第一）  
県南広域本部総務部振興課長  
県南広域本部球磨地域振興局総務振興課長